

木祖村新エネルギー普及促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新エネルギー設備を設置するものに対し、一定の補助金を交付することについて、木祖村補助金交付規則（昭和58年4月1日規則第5号）に定めるものの他、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象設備)

第2条 補助金の交付対象となる新エネルギー設備（以下「対象設備」という。）は、次のとおりとする。

対象設備	規格等	要件
太陽光発電システム	住宅の屋根に設置する、最大出力（当該設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値はキロワット表示とし、小数点以下2位未満の端数は、四捨五入とする。以下同じ）10キロワット以下の太陽光発電システム。	(1) 未使用品であること。 (2) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結できるもの。 (3) 新規に設置する、又は発電出力を増設する場合に限る。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、村内に住所を有し、村税等の滞納のない者で、自ら居住する住宅（当該住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）に対象設備を設置しようとする者又は、自ら居住するため、対象設備を設置した住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする者で、補助金の交付申請をした年度内に対象設備の設置及び前条中(2)に規定する契約の締結を完了できる者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金額	上限額
太陽光発電に係る経費（太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流測開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線、配線器具、取付施工料）	新たに設置する太陽電池モジュールの最大出力（小数点以下2位未満の端数は四捨五入とする）1キロワット当たり3万円を乗じた額	15万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、木祖村新エネルギー普及促進事業補助金申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置費用の内訳が明記されている書類
- (2) 対象設備の設置箇所（予定）の位置図
- (3) 対象設備の設置箇所（予定）の現況写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

(交付決定及び通知書)

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者に対して、木祖村新エネルギー普及促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条第2項に規定する通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、木祖村新エネルギー普及促進事業補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更後の交付決定）

第8条 村長は、前条の変更等の申請があったときは、当該変更等の承認の可否を決定し、木祖村新エネルギー普及促進事業補助金変更交付・中止決定書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、対象設備の設置工事が完了したときは、速やかに木祖村新エネルギー普及促進事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に係る経費の領収が確認できる書類
- (2) 対象設備の設置状況を示す写真及び図面
- (3) 補助対象者の住民票
- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (5) 竣工検査の試験記録書の写し
- (6) その他村長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、木祖村新エネルギー普及促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 村長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、木祖村新エネルギー普及促進事業補助金請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補足）

第12条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、村長が定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

この要綱は、平成24年6月1日より施行する。